

平成 28 年度 第 2 回秩父市総合教育会議 次第

平成 28 年 8 月 29 日（月） 13 時 30 分

芸術文化会館 2 階会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

（1）秩父市総合教育会議傍聴要領の改正について

（2）英語力向上に向けた取組について

（3）コミュニティ・スクールについて

（4）秩父祭のユネスコ無形文化遺産登録に向けた取組について

4 その他

5 閉 会

秩父市総合教育会議傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、秩父市総合教育会議(以下「総合教育会議」という。)の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人の定員)

第2条 傍聴人の定員は、10人とする。

(傍聴の許可)

第3条 総合教育会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の氏名、住所その他市長の必要と認める事項を傍聴人受付簿に記入し、市長の許可を受けなければならない。

(傍聴できない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴を許さない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が傍聴を不相当と認める者

(禁止行為)

第5条 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れること。
- (2) 私語、談話又は拍手等を行うこと。
- (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明すること。
- (4) 飲食又は喫煙すること。
- (5) 帽子をかぶること。
- (6) 傍聴席において写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等を行うこと。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、会議の妨害となるような挙動を行うこと。

(退場)

第6条 傍聴人は、市長が会議を非公開としたとき、傍聴を禁じたとき又は傍聴人の退場を命じたときは、速やかに退場しなければならない。

(指示)

第7条 この要領に定めるもののほか、傍聴人は、市長の指示に従わなければならない。

附 則
(施行期日)

この要領は、平成 27 年 5 月 18 日から施行する。

附 則 (平成 28 年 8 月 29 日総合教育会議決定、一部改正)
この要領は、平成 28 年 8 月 29 日から施行する。

平成 29 年度秩父市英語教育強化推進事業計画

秩父市教育委員会

1 国の動向、今後の英語教育

学習指導要領の改訂により、2020年から新たな英語教育が展開される。『外国語によるコミュニケーション』を中心とした授業。

- ・小学校：外国語教育の早期化。→ 3・4年生に外国語活動導入。
(年間35時間：週1時間)
- 外国語の教科化。→ 5・6年生で教科として実施。
(年間70時間：週2時間)
- ・中学校：外国語教育の高度化。→ 授業は英語で行うことを基本とする。
- * 小学校においては現行よりも外国語に係る授業数が増加。
- * 2020年にスムーズに移行できるように、できるだけ早く体制づくり、教員の資質向上を行わなければならない。

現行 学習指導要領では

小学校外国語活動は5・6年生で年間35時間：週1時間(45分)行われている。活動内容は音声中心(聞く、話す)で授業が進められ、文部科学省が発行している副読本(Hi!, Friends)を使用して授業を行う学校がほとんどである。(教科ではないので教科用図書はない)

2 英語教育における課題

- ・特に小学校における授業実践に課題。英語を教えられる教員が少ない。現状でもALTの力を借りて授業を行っている。
- ・5・6年生は教科化される。(読む、書く活動が増える)
より英語に精通した教員が必要。
- ・学校内環境も様々で、電子黒板等の活用についても学校差が大きい。
- ・中学生により明確な英語を学ぶ目的を持たせる必要。
- ・小・中学校の一貫した指導計画をもつなど英語教育体制の変革も必要。

現行 ALT配置状況

小・中学校のそれぞれの学級数に応じてALTの配置日数を決定している。

例として各学年一クラスの学校は週1日が原則。

新学習指導要領のカリキュラムでは上記の学校について週1日配置では適正な配置とはいえない。ALT不在の授業となってしまう可能性もある。

3 対応策案

- ・ALTの増員
- ・英語指導補助員の配置(専科免許所持者、経験者等)
- ・外国語活動等に必要環境の整備の促進
(電子教材等の活用環境)
- ・教育委員会及び各学校における教職員研修の実施

4 その他具体的な施策

- (1) 児童・生徒の英語の学力向上
 - ・英語指導助手事業（市内にALT配置）
 - ・英語土曜学習事業
 - ・各小学校に英語ルームの設置を推奨（H28より）
 - ・NHK ラジオ・テレビ英語講座の視聴推奨
- (2) 小・中学校各1校（同中学校区）にモデル校を委嘱（2020年学習指導要領改訂に向けて）
 - ・先進校への視察
 - ・モデル授業研究会の実施
 - ・小、中連携のモデル提示
- (3) 授業改善等教師力向上
 - ・授業研究会の実施
 - ・ALT との合同研修会の実施
 - ・学習到達目標（Can-Do リスト）を市として作成、各学校へ提示→全中学校の学習到達目標設定へ。
- (4) 民間団体との連携
 - ・日本英検協会：外部指標（英検 IBA）の活用
 - ・株式会社ステラ：英語土曜学習～英検道場～の実施

5 秩父市の特色を生かした体系的な英語教育案

- (1) 視点：①グローバル人材の育成（育成する子供像）
 - ②秩父ならではの歴史・文化等を活かした英語教育
 - ③秩父の教育資源とのマッチアップ
- (2) 体系的な教育計画
 - ①小学校3年生から中学校3年生までで育成する子供像の共有
 - ②中学校3年生卒業段階での英語の学力の目標明示
- (3) 英語教育における義務教育終了時の達成目標
 - ①中学校卒業時にどんな力があればよいのか。
 - 例) ・秩父の伝統や文化等について外国人に英語で説明できる力
 - ・自分自身のことや身の周りの人やものについて外国人に英語で紹介できる力
 - ・外国人に秩父を英語で案内できる力
 - ②知識・技能面で測る英語力の数値目標の設定
中学校卒業時に英検3級以上の力をもつ子供が40%以上

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第三節 学校運営協議会

- 第四七条の五 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校のうちその指定する学校(以下この条において「指定学校」という。)の運営に関して協議する機関として、当該指定学校ごとに、学校運営協議会を置くことができる。
- 2 学校運営協議会の委員は、当該指定学校の所在する地域の住民、当該指定学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者その他教育委員会が必要と認める者について、教育委員会が任命する。
 - 3 指定学校の校長は、当該指定学校の運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該指定学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。
 - 4 学校運営協議会は、当該指定学校の運営に関する事項(次項に規定する事項を除く。)について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。
 - 5 学校運営協議会は、当該指定学校の職員の採用その他の任用に関する事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べることができる。この場合において、当該職員が県費負担教職員(第五十五条第一項、第五十八条第一項又は第六十一条第一項の規定により市町村委員会がその任用に関する事務を行う職員を除く。)であるときは、市町村委員会を経由するものとする。
 - 6 指定学校の職員の任命権者は、当該職員の任用に当たっては、前項の規定により述べられた意見を尊重するものとする。
 - 7 教育委員会は、学校運営協議会の運営が著しく適正を欠くことにより、当該指定学校の運営に現に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合においては、その指定を取り消さなければならない。
 - 8 指定学校の指定及び指定の取消しの手続、指定の期間、学校運営協議会の委員の任免の手続及び任期、学校運営協議会の議事の手続その他学校運営協議会の運営に関し必要な事項については、教育委員会規則で定める。

これからの教育改革や地方創生の主な動向

教育課程の改革や授業方法の革新

- ◆「社会に開かれた教育課程」としての役割に期待。教育課程の実施に当たり、地域の人的・物的資源の活用、社会教育の連携を図り、学校教育を学校内に閉じずに社会と共有し実現させることが重要。

これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上

- ◆新たな教育的課題に対応していくためにも、学校は、保護者や地域の力を学校運営に生かしていく必要がある、学校と地域の連携・協働を円滑に行うための資質の養成が重要。

チーム学校の実現

- ◆複雑化・困難化した課題に対応するため、教職員が専門家や関係機関、地域と連携し、チームとして課題解決に取り組む必要。地域連携担当教職員の法令上の明確化を検討。

小中一貫教育の推進

- ◆小中一貫教育を実施する義務教育学校の制度を創設。子供たちの義務教育9年間の学びを地域で支える仕組みとして、小中一貫教育とコミュニティ・スクールを組み合わせて実施することが有効。

地方創生の実現(まち・ひと・しごと創生総合戦略等の決定)

- ◆地方創生を成し遂げるため「まち・ひと・しごと創生総合戦略」等が決定。学校を核とした地域活性化、地域に誇りを持つ教育を推進するとともに、公立小中学校の適正規模化、小規模校の活性化、休校した学校、開支援を行う。「まち・ひと・しごと創生基本方針2015」では、全公立小中学校で、学校と地域が連携・協働する体制を構築するために、コミュニティ・スクールや学校支援地域本部等の取組を一層促進する旨明記。地方創生の実現に向けて、これからの子供たちには、地域への愛着や誇り、地域課題を解決していく力が求められる。

これからの教育改革や地方創生の動向からも、学校と地域の連携・協働は必然

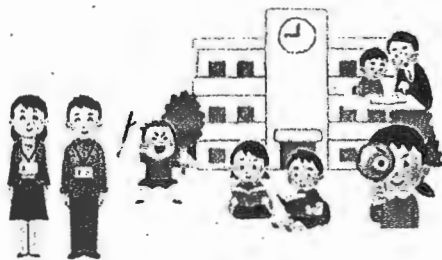
これからの教育課程の理念

<社会に開かれた教育課程>

- ① 社会や世界の状況を幅広く視野に入れ、よりよい学校教育を通じてよりよい社会づくりを目指すという理念を持ち、教育課程を介してその理念を社会と共有していくこと。
- ② これからの社会を創り出していく子供たちが、社会や世界に向き合い関わり合っていくために求められる資質・能力とは何かを、教育課程において明確化していくこと。
- ③ 教育課程の実施に当たって、地域の人的・物的資源を活用したり、放課後や土曜日等を活用した社会教育との連携を図ったりし、学校教育を学校内に閉じずに、その目指すところを社会と共有・連携しながら実現させること。

これからの学校と地域の関係

学校



地域



パートナーとしての
連携・協働関係

今後、学校や地域が抱える様々な課題に社会総掛かりで対応するためには、学校と地域の関係を、新たな関係として、相互補完的に連携・協働していくものに発展させていくことが必要。学校と地域は、お互いの役割を認識しつつ、共有した目標に向かって、対等な立場の下で共に活動する協働関係を築くことが重要。

双方向性

教育課程内外を通じ、子供たちが積極的に地域で学ぶ、地域課題の解決に取り組む視点（学校と地域がともに魅力を高める視点）

対等性

学校依存ではなく、地域社会がより積極的・主体的に教育活動を展開する視点（地域社会が教育の当事者として役割・責任を果たす視点）

4

これからの学校と地域の目指すべき連携・協働の姿

地域とともにある学校への転換

■ これからの公立学校は、「開かれた学校」から更に一步踏み出し、地域でどのような子供たちを育てるのか、何を実現していくのかという目標やビジョンを地域の人々と共有し、地域と一体となって子供たちを育む「地域とともにある学校」に転換していく必要。

子供も大人も学び合い育ち合う教育体制の構築

■ 地域が教育の担い手となることが社会的な文化となっていくためにも、地域全体で子供たちの学びを展開していく環境の整備が必要。
■ 子供を軸に据え、地域の様々な機関や団体等がネットワーク化を図り、住民自ら学習し、教育の当事者としての意識・行動を喚起していく「子供も大人も学び合い育ち合う教育体制」の構築が必要。

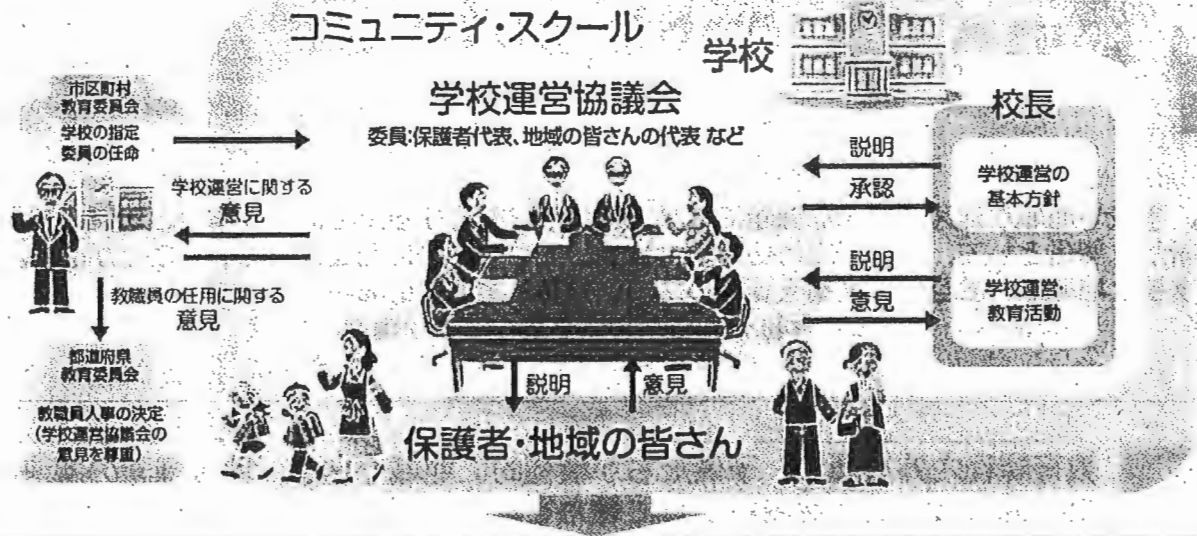
学校を核とした地域づくりの推進

■ 地方創生の観点からも、これからの子供たちには、地域に愛着と誇りを持ち、地域課題を解決していく力が求められている。
■ 学校という場を核とした学校と地域の協働の取組を通じて、地域の将来を担う人材を育成し、自立した地域社会の基盤の構築を図る「学校を核とした地域づくり」を推進。

2 地域とともにある学校への転換

開かれた学校から更に一步踏み出し、
 地域の人々と目標やビジョンを共有し、地域と一体となって子どもたちを育む
 『地域とともにある学校』へと転換していくことを目指して、取組を推進していく必要。

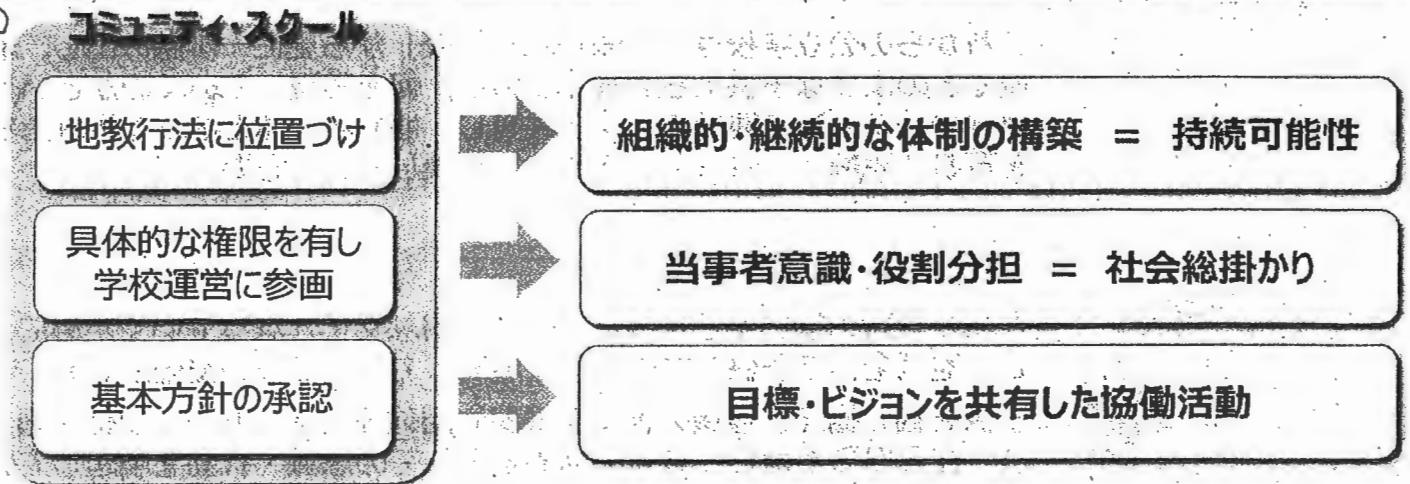
》 コミュニティ・スクールは地域とともにある学校づくりの有効なツール



コミュニティ・スクールは、育てたい子供像、目指すべき教育のビジョンを保護者や地域と共有し、目標の実現に向けてともに協働していく仕組み。
 学校と地域の連携・協働体制が組織的・継続的に確立され、協働の基盤が確固たるものに。

6

コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の主なメリット



学校と地域とが、共通の課題意識や目標等を共有するとともに、設定した目標の達成にむかって、ともに前進し行動している実感が、当事者意識やモチベーションの向上につながり、学校はよりよく発展していく。

コミュニティ・スクールと学校支援等の取組の一体的・効果的な推進へ

7

コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)が有する機能の意義

①指定学校の校長は、学校運営の基本方針を作成し学校運営協議会の承認を得なければならない(必須)

意義

- 基本方針の承認を通じ、育てたい子供像や目指す学校像を共有し、協働して教育の充実に取り組むための当事者意識の向上につながる、地域の人々や保護者等の意向を反映する観点から重要な意義を持つ。
- 地域の人々や保護者等が校長とともに学校運営に責任を負う体制の構築に資する。

②学校運営協議会は、学校運営に関して、教育委員会又は校長に対し意見を述べることができる(任意)

※学校運営協議会制度を導入している教育委員会の約95%において、教育委員会規則にその旨が明定

意義

- 学校の教育活動に対し様々な角度や多様な見方からの意見をもらうことで、教育活動や地域連携に関する改善を図ることができる、教職員や保護者・地域の人々の意識づくりにつながる観点から意義を持つ。

③学校運営協議会は、職員の任用に関する事項について、任命権者に対し意見を述べるができる(任意)

※学校運営協議会制度を導入している教育委員会の約76%において、教育委員会規則にその旨が明定

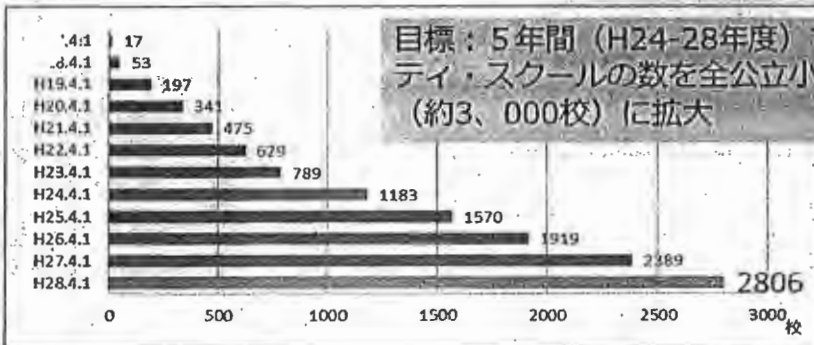
意義

- 学校運営協議会が承認した学校運営の基本方針を踏まえて、実現しようとする教育目標・内容等にかかった教職員の配置を得る観点から意義を持つ。

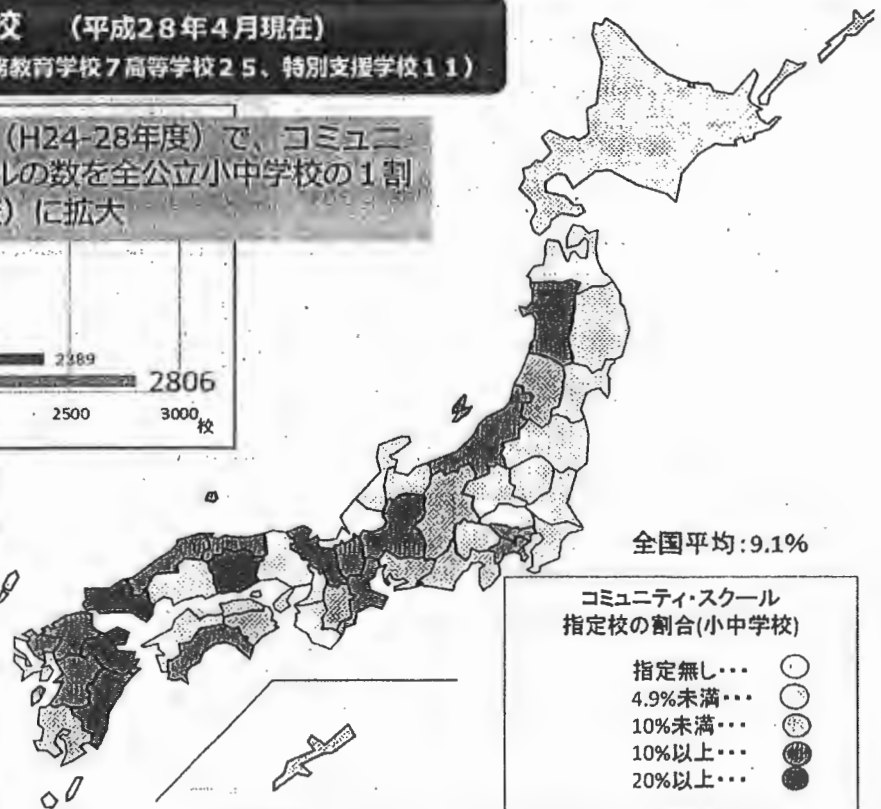
コミュニティ・スクールの指定状況

46都道府県内 2,806校 (平成28年4月現在)

(幼稚園109、小学校1819、中学校835、義務教育学校7高等学校25、特別支援学校11)



目標：5年間(H24-28年度)で、コミュニティ・スクールの数を全公立小中学校の1割(約3,000校)に拡大

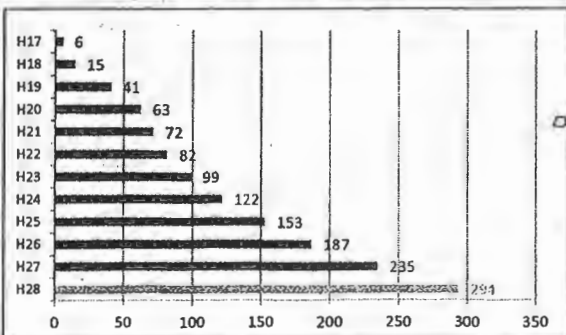


※沖縄県は地図を拡大しています。

※ここでいうコミュニティ・スクールは、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第47条の5に規定された学校運営協議会が置かれた学校を指す。

コミュニティ・スクールの学校設置者数：

9道県 294市区町村



ユネスコ無形文化遺産登録記念事業実施要領

1 趣 旨

「秩父祭の屋台行事と神楽」は、『山・鉾・屋台行事』の一つとして、平成 28 年 11～12 月にエチオピアのアディスアベバで開催される第 11 回政府間委員会においてユネスコ無形文化遺産に登録される予定である。

このことから、ユネスコ無形文化遺産の登録を広く周知し、秩父祭の伝統文化を全国に発信するとともに文化財の保護保存の機運を高めることを目的とする。

2 名 称

『山・鉾・屋台行事』（「秩父祭の屋台行事と神楽」）ユネスコ無形文化遺産登録記念事業

3 期 間

第 1 期 平成 28 年 10 月勧告決定日から平成 28 年 12 月 6 日まで

第 2 期 平成 29 年 認定書伝達式後

4 主 催

秩父市

5 主 管

『山・鉾・屋台行事』（「秩父祭の屋台行事と神楽」）ユネスコ無形文化遺産登録記念事業実行委員会

6 事業実施主体

秩父市教育委員会・秩父祭保存委員会

7 協 力

秩父神社・秩父市町会長協議会・秩父観光協会・秩父商工会議所・西武鉄道(株)・秩父鉄道(株)

8 事業内容

第 1 期 記念事業

◎平成 28 年 10 月 日（※日未定）

ユネスコ評価機関（パリ、ユネスコ本部）による事前審査の勧告決定当日
現地（パリ又は文化庁）と電話での対応

(1) 記者会見

(2) 「勧告決定」の懸垂幕掲示（歴史文化伝承館）

→後日、秩父駅・西武秩父駅・歩道橋に横断幕、秩父神社・まつり会館
に懸垂幕を掲示

勧告⇒登録を重ねて作成

◎平成 28 年 11 月 28 日～12 月 2 日

第 11 回政府間委員会での記載の決議（登録決定）当日

(1) パブリックビューイング

現地（アディスアベバ [エチオピア]）と電話での対応（インターネット電話）
記者会見

(2) 「登録決定」の懸垂幕掲示（秩父神社・歴史文化伝承館）

→後日、秩父駅・西武秩父駅・歩道橋の横断幕、まつり会館の懸垂幕を
勸告⇒登録に変更

※時差：日本が 6 時間早い 例) 現地 12/2 20:00⇒日本 12/3 2:00

◎平成 28 年 12 月 3 日

秩父祭当日

(1) 夜祭パーティー（歴史文化伝承館ホール）・・・登録決定祝賀会

(2) 決定報告会（外部の人に対して）

(3) くす玉割り

(4) DVD 上映「秩父祭の屋台行事と神楽」、「山・鉦・屋台行事」（ユネスコ
提出資料）

(5) 「山・鉦・屋台行事」33 団体の祭りポスター掲示

◎平成 28 年 11～12 月（登録決定日以降）

登録決定の周知活動

(1) 鉄道各社の協力事業（ヘッドマーク列車など）

(2) シールの作成・・・土産品用・ポスター用

(3) 各場所でのアナウンスで PR（郷土芸能祭（御旅所）、花火大会、秩
父神社郷土芸能祭）

◎平成 28 年 12 月 4 日（日）

笠鉦・屋台の飾り置き

第 2 期 記念事業

◎平成 29 年 月 日（8 月頃）認定書伝達式の後

(1) 記念行事の開催（市民向け報告会を兼ねる）

記念講演・シンポジウムなど

9 その他

平成 28 年 10 月の勸告までの地域の機運の盛り上げ活動

(1) 市報・ホームページに、ユネスコ無形文化遺産について毎月掲載
（市報ちちぶ 7 月～9 月号予定）

(2) 川瀬祭の花火、龍勢など機会をとらえ、アナウンスでユネスコ登録申請
を PR

10 備 考

平成 28 年 11 月 22・23 日 全国山・鉾・屋台保存連合会総会（熊本県八代市）

※ユネスコ評価機関による事前審査の勧告決定に係る事業（予定）

平成 29 年 5 月 全国山・鉾・屋台保存連合会総会（富山県南砺市 城端）

※全国山・鉾・屋台保存連合会主催の記念行事開催（予定）

※認定書伝達式（予定）

埼玉県の事業

12/6～3/5 「国指定の都市祭礼」パネル展示（秩父祭・川越祭）

場所：県立歴史と民俗の博物館

11 問合せ先

秩父市教育委員会文化財保護課

〒368 - 0023 埼玉県秩父市大宮 794-6

電 話：0494-22-2481

F A X：0494-23-9294

メール：bunkazai@city.chichibu.lg.jp